

第107号議案

島根県産業廃棄物減量税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物減量税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の変更の許可を含む。）を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村（市町村の組合を含む。次号において同じ。）をいう。
- (4) 最終処分場 次に掲げるものをいう。
 - ア 廃棄物処理法第15条第1項の規定による許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。）
 - イ 県内の市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の最終処分場のうち

一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

(賦課徴収)

第3条 産業廃棄物減量税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 産業廃棄物減量税は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、産業廃棄物の最終処分場への搬入(2以上の最終処分場を有する者の当該2以上の最終処分場相互の間における搬入を除く。以下同じ。)に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。第3項において同じ。)に課する。

2 前項の規定にかかわらず、最終処分場(県外に設置された最終処分場に相当するものを含む。)に搬入された産業廃棄物の最終処分を行う者が当該産業廃棄物の最終処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物減量税は、当該委託(当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の最終処分を更に他の最終処分業者に委託したときは、その委託)に基づく最終処分場への搬入に対し、当該委託をした者に課する。

3 産業廃棄物減量税は、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第5条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さない。

(1) 第2条第4号イに掲げる最終処分場に搬入される産業廃棄物で規則で定めるもの

(2) 公益上その他の理由により知事が課税を不相当と認める産業廃棄物

(課税標準)

第 6 条 産業廃棄物減量税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。この場合において、産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第 7 条 産業廃棄物減量税の税率は、1 トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第 8 条 産業廃棄物減量税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第 4 条第 3 項の規定により産業廃棄物減量税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第 9 条 産業廃棄物減量税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前 2 項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物減量税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により特別徴収義務者として指定された者 (以下単に「特別徴収義務者」という。) は、規則で定める期限までに、特別徴収すべき産業廃棄物減量税に係る最終処分場ごとに当該特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項の登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

2 知事は、前項の登録 (変更事項の登録を除く。) の申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない。

3 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇

所に掲示しなければならない。

- 4 第2項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第2項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物減量税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内に当該証票を知事に返納しなければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第12条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を前条の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物減量税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。この場合におい

て、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その徴収猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定により徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、その旨を当該産業廃棄物減量税の申告書を提出する際に併せて知事に申請しなければならない。

3 法第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物減量税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物減量税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物減量税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物減量税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第14条 第8条ただし書の規定により産業廃棄物減量税を申告納付すべき者(以下「納税者」という。)は、規則で定める期限までに、最終処分場ごとに当該納税者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(申告納付)

第15条 納税者は、次の表の左欄に掲げる期間内における産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける納付すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

(期限後申告等)

第16条 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければな

らない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物減量税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による産業廃棄物減量税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による産業廃棄物減量税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第18条 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第3条第1項第4号中「又は第46条第13号」とあるのは「若しくは第46条第13号又は島根県産業廃棄物減量税条例(令和元年島根県条例第 号)第5条第2号」と、同条例第4条第1項の表中

「

狩猟税	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
-----	--

」

とあるのは

「

狩猟税	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
産業廃棄物減量税	最終処分場の所在地

」

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県産業廃棄物減量税条例若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

2 産業廃棄物減量税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。次項及び第

4 項において「令」という。)第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

3 産業廃棄物減量税は、令第6条の22の4第6号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

4 産業廃棄物減量税は、令第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

(帳簿の保存等)

第19条 特別徴収義務者及び納税者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに、毎日の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量その他の規則で定める事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日から5年間保存しなければならない。

2 特別徴収義務者及び納税者は、前項の帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもって、同項の規定による帳簿の保存に代えることができる。

(使途)

第20条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物減量税額から産業廃棄物減量税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、前項の規則で定める日（附則第 6 項において「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

3 この条例の施行の際現に旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号。以下「旧条例」という。）第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理されている者（旧条例附則第 3 項の規定により旧条例第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理された者とみなされた者を含む。）は、第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理された者とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第10条第 2 項の規定により交付されている証票（旧条例附則第 4 項の規定により旧条例第10条第 2 項の規定により交付された証票とみなされた証票を含む。）は、第10条第 2 項の規定により交付された証票とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による届出をしている者（旧条例附則第 5 項の規定により旧条例第14条第 1 項の規定による届出をした者とみなされた者を含む。）は、第14条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者とみなす。

（有効期限等）

6 この条例は、施行日から起算して 5 年間（次項において「適用期間」という。）その効力を有する。

7 この条例は、適用期間中における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

（島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正）

8 島根県産業廃棄物減量促進基金条例（平成17年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成26年島根県条例第42号」を「令和元年島根県条例第 号」に改める。

附則第 2 項中「平成16年島根県条例第34号）附則第 6 項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる同条例又は旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）を「平成21年島根県条例第58号）附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例又は旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）」に改める。